

第201300125934号  
平成25年11月6日

公益社団法人鳥取県医師会長  
一般社団法人鳥取県東部医師会長  
公益社団法人鳥取県中部医師会長  
公益社団法人鳥取県西部医師会長  
一般社団法人鳥取大学医学部医師会長

} 様

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課長  
(公印省略)

今冬におけるインフルエンザ発生時の検体採取について(依頼)

日ごろ、本県の感染症対策について、格別の御協力をいただきお礼申し上げます。

インフルエンザについては数々のサーベイランスにより患者発生状況や病原体の種類を把握しているところです。このうち、学校等における集団感染については発生施設から臨時休業等の報告を受けるとともに、一部の事例についてその集団で流行しているウイルスの亜型を調査するように、「インフルエンザ施設別発生状況」に係る今シーズンの調査開始についてにより示されています。

については、別紙のとおり集団発生事例等を対象にインフルエンザウイルスの検査を実施しますので御承知いただきますとともに、検体採取について御協力いただきますよう貴会会員へ周知をお願いします。

<担当>

感染症・新型インフルエンザ対策室 木村

電話:0857-26-7153

ファクシミリ:0857-26-8143

電子メール:yoshiaki.kimura@pref.tottori.jp

## 【別紙】

### 2013/14シーズンにおけるインフルエンザウイルス検査

#### 1 検体採取する事例

##### <集団発生事例>

- ・ インフルエンザ流行初期の初発例

##### <その他散発例>

- ・ インフルエンザ非流行期に患者発生が届出された場合、必要に応じ医療機関に検体採取の協力を依頼

#### 2 検体採取を依頼する医療機関

##### <集団発生事例>

- ・ 当該事例が受診すると考えられる医療機関(例:校医、産業医、地域内の医療機関)に、おおむね1～10例程度の検体採取を依頼する
- ・ 検体保存培地はその都度配布する
- ・ 同時に検体採取用の滅菌綿棒を配布する

##### <その他散発例>

- ・ 非流行期の事例において必要に応じ依頼する

#### 3 検体保存培地の取り扱い及び搬送方法等

- ・ 検体保存培地は、冷凍庫で保存すること
- ・ 検体保存培地は、検体採取時にぬるま湯などで暖めて溶かすこと
- ・ 咽頭ぬぐい液、鼻汁などを採取後は、保冷剤をいれた発泡スチロール箱等で速やかに搬送すること(やむを得ず保存する場合は、冷蔵庫に入れる)

#### (参考事項)

インフルエンザ流行期:12月～3月

流行のピーク:1月～2月

非流行期であっても要監視時期:10月～11月、4月～6月

## インフルエンザ施設別発生状況

第 報

月 日～ 月 日

	休校数		学年閉鎖校数		学級閉鎖校数		計		在籍者数		患者数		欠席者数		備考
	今週	累計	今週	累計	今週	累計	今週	累計	今週	累計	今週	累計	今週	累計	
保育所															
幼稚園															
小学校															
中学校															
その他															
高等学校															
計															

記入上の注意

- 1 この表は、月曜日から始まり日曜日に終了する一週間毎に記入すること。
- 2 「今週」欄は、当該週に発生したものについて記入すること。  
 [ 従って、前週から今週に継続したものは計上せず、前週の週内に終息しかつ今週 ]  
 [ 再発生したものと及び週を隔てて今週に再発生したものについては計上する。 ]
- 3 同一施設で同一週に休校、学年閉鎖、学級閉鎖が重複した場合は、休校、学年閉鎖、学級閉鎖の優先順位によりいずれかの該当する欄に記入すること。
- 4 在籍者数、患者数及び欠席者数（以下「患者数等」という。）は、次により計上すること。
  - (1) 学級閉鎖を行った場合の患者数等は、当該閉鎖される直前の学級の患者数等であること。
  - (2) 学年閉鎖を行った場合の患者数等は、当該閉鎖される直前の学年の患者数等であること。
  - (3) 休校の措置がとられた場合の患者数等は、当該休校となる直前の学校の患者数等であること。
- 5 患者数は、欠席者及びり患登校者を含めて計上すること。（従って、欠席者数は患者数の再掲となる。）
- 6 本通報の対象はインフルエンザ様疾患であり、通報前にアデノウイルス等が分離された場合は含まないものとする。

事 務 連 絡  
平成25年8月23日

各  
〔 都道府県  
指定都市 〕  
衛生主管部（局）  
感染症対策課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

「インフルエンザ施設別発生状況」に係る今シーズンの調査開始について

平素より感染症対策に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

インフルエンザ対策につきましては、例年、流行期に「インフルエンザの防疫対策について」（昭和48年9月20日付け衛情第102号、厚生省公衆衛生局保健情報課長通知）に基づくインフルエンザ施設別発生状況の報告をお願いしてきたところですが、本年も流行期を迎えるに当たり、平成25年9月2日（月）の週に係る報告より、新シーズン分として御報告願います。

システムでの報告となっておりますので、別添の注意事項をご確認の上、入力をお願いします。

なお、報告いただいた内容については、インフルエンザ定点報告及びインフルエンザ入院サーベイランスの結果と併せて、毎週金曜日（休日の場合は翌開庁日）に報道発表する予定としております。

(注意事項)

○システムへの入力は都道府県・政令指定都市の担当者が行ってください。(インフルエンザ施設別発生状況調査については、都道府県・政令指定都市単位で入力を行うこととなっております。)

○平成25年9月2日(月)～9月8日(日)にかかる報告より新シーズン分として入力してください。

○システムへの入力は翌週火曜日までに完了させてください(締切厳守)。翌水曜日に集計を行うため、集計日当日に修正等がある場合は、厚生労働省健康局結核感染症課情報管理係に事前に連絡してください。

○休校等の報告がない場合でも必ず毎週「0」とシステムに入力を行ってください。

○初発年月日、型毎の初回分離年月日とその型及び亜型について

厚生労働省健康局結核感染症課情報管理係に電話連絡の上、結核感染症課アドレス(SARSOPC@hlw.go.jp)にメールでご連絡ください。

○システムへの入力方法は、感染症サーベイランスシステム業務システム編感染症発生動向調査システム県・市向け操作マニュアル66ページ～をご覧ください。

○システムに関するご質問はNESIDヘルプデスクへお願いします。

電話番号 : 03-5740-8161

アドレス : nesid-helpdesk@toshiba-sol.co.jp

## ○インフルエンザの防疫対策について

(昭和四十八年九月二〇日)

(衛情第一〇二号)

(各都道府県・各指定都市衛生主管部(局)長あて厚生省公衆衛生局保健情報課長通知)

標記については昭和四十八年九月二十日衛発第六一〇号をもって通知されたところであるが、これが実施にあたっては、別紙インフルエンザ防疫実施要領により万全の措置を講ぜられるようお願いする。

## 別紙

## インフルエンザ防疫実施要領

## 1 患者の届出

都道府県、指定都市は、医師会、国公立病院、その他の医療機関と連絡を密にし、インフルエンザ患者の発生の届出の励行を求めるとともに、疑しい感冒の多発又は流行についても情報の提供を要請し、また、管内の学校、事業所等の協力を求め、早期にインフルエンザの流行を発見するよう努めること。

## 2 血清検査及びウイルス分離

地方衛生研究所は、次により血清検査及びウイルス分離を行ない、分離した株を国立予防衛生研究所(ウイルス第三室)に送付するとともに、必要に応じ血清も送付すること。

## (1) 血清検査

ア 疑わしい感冒が多発し、又は流行した場合はできる限り地域別、かつ、各流行ごとに患者約一〇名について血清検査を行なうこと。

イ 血清検査は、各患者について急性期(発病後三日以内)及び回復期(発病後一四日以後)の二回採血を行ない、両期の血清の抗体価の差により判定を行なうこと。

ウ 血液採取量は、通常三～五ミリリットルとすること。

エ 血清検査の手技については、別添インフルエンザ検査術式によること。

オ 検査に使用する抗原は、その年のワクチン製造株並びに新分離株を用いること。

カ 血清検査の結果、インフルエンザと診断した場合は初発発生例の急性期、回復期血清各々〇・五ミリリットルを試験管に入れ、ゴム栓で封じて、すみやかに国立予防衛生研究所(ウイルス第三室)に送付すること。

## (2) ウイルス分離

ア 地方衛生研究所は、血清検査と併行して孵化鶏卵巢接種法により、ウイルスの分離を行うこと。

イ 接種材料は、急性期患者の咽頭うがい液とし、これを採取するときは、患者にあらかじめ軽くせきばらいをさせてから、ブイヨン〇ミリリットルで患者に念入りにうがいをさせ、清潔な容器に受けること。

ウ イにより採取した材料は、接種までの時間が短時間の場合は氷室に保存し、五時間以上の場合はドライアイス又はフリーザーで凍結して保存すること。

## (3) 検体の送付

地方衛生研究所は、血清検査及びウイルス分離のため検体を国立予防衛生研究所(ウイルス第三室)に送付する場合は、昭和四十二年十月二十日衛防第五〇号「ウイルスの行政検査について」により、必ず記録を添付すること。

なお、血清を送付する場合は、特に同通知様式(3)「検体送付票(1)」に、血清に対する処置(非動化又はエチル水銀チオサルチル酸ナトリウム添加の有無)を付記すること。

## (4) 地方衛生研究所は、血清検査及びウイルス分離を行なった場合は、その結果について、すみやかに厚生省公衆衛生局保健情報課あて電話及び文書にて通報すること。

## 3 通報

(1) 各都道府県・指定都市において疑わしい感冒が多発し、又は流行した場合は、ただちに次の事項を厚生省公衆衛生局保健情報課あて電話で通報するとともに、必要に応じて隣接都道府県、指定都市にも通報すること。

また、その後流行の拡大、症状の悪化等特に通報すべき事態が発生した場合にもすみやかに通報すること。

ア 病名

イ 流行発生日

ウ 流行発生地区名(施設名)、人口(人員)

エ 患者数及び死者数

オ 臨床症状

カ 見通し

キ その他

(2) インフルエンザの流行発生後は、次の事項を記載したインフルエンザ流行状況週報を遅滞なく保健情報課あて提出すること。

ア インフルエンザ施設別発生状況(別紙様式1)

イ その他特に連絡すべき事項

(3) 報告事務担当者については昭和四十五年六月五日衛防第一八号「伝染病発生特殊事例報告について」により報告を円滑に遂行せしめること。

## 4 防疫措置

## (1) 予防接種

小学校、中学校、幼稚園及び保育所の生徒、児童を対象として実施するが、とくに二歳以下(三歳未満)の乳幼児については、インフルエンザの流行が予測され、感染による危険が大きいと判断される等特別な場合を除いては、実施しないものとする。

なお、対象のうち市部の人口密度の高い地域に居住するものについては特に重点的に実施するよう配慮すること。

## (2) 隔離

患者の隔離については、次の措置をとるよう勧奨すること。

ア 患者は、通常自宅において別室に隔離すること。ただし、別室がない場合は、カーテン、屏風、衝立等で健康者と隔てること。

イ インフルエンザ様疾患が多発し、又はインフルエンザが流行している場合は、その地域内の学校、幼稚園等については、状況により学級、学年閉鎖又は休校等の措置をとるよう指導すること。

ウ 寄宿舍、寮等にあつては、早期隔離のためあらかじめ適当な室を定めて疑わしい患者を收容すること。

## (3) 消毒

消毒及び換気については、次ぎの措置をとるよう指導すること。

ア 患者のつば、たん、鼻汁等で汚染された紙片等は、焼却すること。

イ 室内の換気及び日当りはよくし、また寝具及び衣類はしばしば日光消毒を行なつて十分乾燥したものを使用すること。

ウ 患者の使用したタオル・ハンカチ・食器等は、煮沸するか、又は熱湯に浸すなど消毒について配慮すること。

## 5 衛生教育

次の事項等について、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関又はパンフレット、リーフレット、ポスター等を利用して一般住民に周知徹底させること。

(1) 本病は、飛沫感染によつて伝播され、病原体の排泄及び侵入の門戸は、口腔及び鼻腔に限られているので、本病を予防するためには、頻繁にうがいを励行することが望ましく、また、患者は他人への伝染を防止するため必ずマスクを使用する必要があること。

(2) 保温及び栄養には充分注意し、過労及び不摂生を避け、身体の抵抗力の保持を図ること。

- (3) 本病に罹患した場合には、すみやかに医師の診断を受け、安静を保ち、死亡の原因となる肺炎等の合併症の併発を防止すること。
- (4) 患者は通常自宅において別室に隔離すること。別室がない場合は、カーテン、屏風、衝立等で健康者と隔てること。

別紙様式1

## インフルエンザ施設別発生状況

第 報									月 日～ 月 日						
	休校数		学年閉鎖校数		学級閉鎖校数		計		在籍者数		患者数		欠席者数		備考
	今週	累計	今週	累計	今週	累計	今週	累計	今週	累計	今週	累計	今週	累計	
保育所															
幼稚園															
小学校															
中学校															
その他															
計															

## 記入上の注意

- この表は、日曜日から始まり土曜日に終了する1週間毎に記入すること。
- 「今週」欄は、当該週に発生したものについて記入すること。  
(従つて、前週から今週に継続したものは計上せず、前週の週内に終息しかつ今週再発生したものと及び週を隔てて今週に再発生したものについては計上する。)
- 同一施設で同一週に休校、学年閉鎖、学級閉鎖が重複した場合は、休校、学年閉鎖、学級閉鎖の優先順位によりいずれかの該当する欄に記入すること。
- 在籍者数、患者数及び欠席者数(以下「患者数等」という。)は、次により計上すること。
  - 学級閉鎖を行つた場合の患者数等は、当該閉鎖される直前の学級の患者数等であること。
  - 学年閉鎖を行つた場合の患者数等は、当該閉鎖される直前の学年の患者数等であること。
  - 休校の措置がとられた場合の患者数等は、当該休校となる直前の学校の患者数等であること。
- 患者数は、欠席者及びり患登校者を含めて計上すること。(従つて、欠席者数は患者数の再掲となる。)
- 本通報の対象は、インフルエンザ様疾患であり、通報前にアデノウイルス等が分離された場合は含まないものとする。